

第1章

序 論

1. 行政書士の沿革と将来

法律系の三大資格に「行政書士」「弁護士」「司法書士」があります。このルーツは、明治5年8月3日大政官布告無号達にて発せられた**司法職務定制**とされています。

その中には、証書人、代書人、代言人の職業が制度として定められており、**証書人**は現在の公証人、**代言人**は弁護士、**代書人**は行政書士及び司法書士でした。

ですから、現在の行政書士と司法書士は当時の制度からすれば同一の代書人でありました。ただ訴状等の**裁判書類**の作成を主たる業務とするのか、その他**一般の文書**や図面作成を主たる業務とするかによって職域が分かれていたと思われます。

大正8年4月、**司法代書人法**（現在の司法書士法）が制定され、翌大正9年11月25日に**代書人規則**（現在の行政書士法）が制定されました。

この時に、現行行政書士法第1条の2第1項に相当する条文ができました。

以来、各資格は独自の方向に進化しました。平成22年3月末日現在、行政書士数は全国で約41,000名になりました。

「弁護士」は約27,000名、「司法書士」は約25,000名です。全部合わせても10万人にはなりません。

詳細は各資格ごとの業際問題として述べますが、「弁護士」と「行政書士」はよく似ているところがあります。

書類の作成という点では類似しています。が、訴訟を主たる職務としている「弁護士」と**予防法務**に基づいて紛争を避ける「行政書士」とはスタンスは違いますが、将来の方向性は同一です。ともに、国民の利便性と企業の利便性に寄与することが、大前提にあります。

規制緩和は上記の利便性を重視して進行したものです。

行政書士の**独占的業務**である許認可申請手続業務が解禁されようとしているからです。

これは本来の受益者による本人申請を推進させることを大前提としています。

この流れの中では、従来型の許認可にしがみつくのではなく、**コンサルタント業務**を中心とした「**予防法務**」にその主流を移すことにより「行政書士」の職域は確実に拡大すると確信します。

2. 行政書士法上の職務範囲

(1) 独占業務（行政書士法1条の2第1項）——書類の作成業務

①官公署に提出する書類

建設業の許可申請、経営事項の審査申請、入札資格審査申請、宅建業許可申請、開発許可申請、農地転用の許可申請、風俗営業の許可申請、在留資格申請、自動車登録申請、車庫証明等。

なお、労働保険（労災保険・雇用保険）、健康保険、各種年金の手続は、1980年8月31日までに登録した行政書士に限り許されています。その後は社会保険労務士の資格が必要です。

官公署に提出する書類の作成業務を行政書士の独占業務としたのは、依頼者と官公署の間に、一般私人とは異なる法律関係が存在することを考慮したからです。

ここで、なぜ**独占業務**なのか、を説明します。

第1に、許認可の基準となる法令は複雑。法律だけではなく、政省令、通達、行政指導などに通じていなければなりません。一般的に法律事務をやっているだけでは、初めて見る法律ばかりで、一つの仕事をするのにたくさんの許認可を取らなければならず、そのために提出する書類も膨大になります。

第2に、行政には広範な裁量があり、法律の言葉は抽象的です。「善良」「能力があること」「できる」等が多用されています。

②権利義務に関する書類

意思表示、その他手続行為などによって権利義務を発生、変更、消滅させる書類です。いわゆる**事務弁護士**といわれるものです。

***民事法的書類**として

- a) 売買・貸借・抵当権設定・請負、雇用・身元保証、示談などの契約書
- b) 契約申込書、請求書（内容証明郵便による）、または就業規則などの約款
- c) 遺産分割協議書や建築工事紛争予防協議書など複数者間の協議書
- d) 法人・団体の議事録および会議資料
- e) 会社・法人設立の必要書類（発起人会・創立総会・取締役会議事録、定款、株式申込書など）

昨今は、相続や遺言に関する業務も増えています。

③事実証明に関する書類

- a) 名簿・資格証明、社員履歴調書、会社業歴書、自動車登録事項証明書、交通事故調査報告書など各種の証明書
- b) 経営会計書類として、財務諸表（決算書、貸借対照表、損益計算書など）、商業帳簿（総勘定元帳、金銭出納簿など）、営業報告書など
- c) 図面類（見取図・平面図・測量図など） — 許可申請・届出書の添付書類が多く、見取図などは厳密な測量によらないものも行政実務上認められている。

(2) 非独占業務第1条の2第2項

①私人間の契約書類

行政書士に対して他士業法によっても**共同法定業務**として許容されているものを、具体的に整理。

- a) 非紛争的な契約書・協議書類の作成は、弁護士との**共同独占業務**である（後述する弁護士法第72条の反面解釈）。
- b) 著作権ライセンス契約書の作成は、弁理士との**共管業務**と解される（弁理士法第4条3項、第75条。阿部・未来像13-4頁参照）。
- c) 法務大臣あて帰化許可申請書、検察審査会提出書類の作成は、司法書士との**共同独占業務**であり（司法書士法第73条1項）、司法警察機関あての告訴・告発状作りは**共管業務**。
- d) 税務書類の作成も、ゴルフ場利用税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、事業所税、石油ガス税、不動産取得税、都道府県たばこ税、市区町村たばこ税、特別土地保有税、入湯税に関する場合等は、法定された税理士との**共同独占業務**である（税理士法第51条の2、第2条1項二号、同法施行令第14条の2）。また、税務に附随する財務諸表等の作成は、税理士との**共管業務**。

- e) 1ヘクタール未満の開発行為の設計図書を含む開発許可申請書作りは、建築士との**共同独占業務**と解される（都市計画法施行規則第19条で1ヘクタール以上の場合には設計図書作成に建築士などの資格要件が定められているため）。
- f) 登記に関係しない土地・家屋の調査と測量図の作成は、土地家屋調査士ではなく**行政書士の専管業務**と解される。
- g) 1980年（昭和55年）8月末時点の行政書士は、「当分の間」社会保険労務士法第2条1項1・2号の業務（労働・社会保険法令上の申請書等、帳簿書類の作成）を共同独占する（行政書士法1980・昭和55年改正附則2項）。

(3) 非独占業務 — 第1条の3、2001年改正

2001年に行政書士法第1条の3が改正され、

- ①「行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること」として、**提出代理権**が認められ、
- ②「行政書士が作成することができる契約その他書類に関する書類を代理人として作成すること」として、**契約書の作成代理権**が認められた。

契約書の作成に於いて、依頼者の希望通りの文章を作るだけでなく、代理権があれば、相手方と交渉できて、契約内容を煮詰めることが出来る。ただし、紛争性のある事件に関与すれば、**弁護士法第72条**に違反することには変わりはない。しかも、広く契約全般に及ぶ。官公署への書類の提出においても、代理人のところに通知がくる。補正を求められるときも、自分の名前で訂正できる。行政書士の仕事が大幅に拡大しました。

この改正の意義は極めて大きいものがあります。これにより、代行業から脱皮して、代理人としての地位が確立し、名実ともに法律家として認知されました。

換言すれば、弁護士会の異論を排除して、紛争性のない代理は当然、行政書士が出来ると明示されました。（政策研究大学院大学 福井秀夫教授 2010年3月9日研修会）

しかし注意していただきたいのは、独占業務を認める**行政書士法第19条**は、その対象を1条の2の業務に限定しており、今回の改正は、1条の3には拡大していません。

なお、行政書士は代理権を明確に獲得したことで権限を拡大しましたが、責任は重くなった（民644条、善管注意義務）ことを自覚しなければなりません。

⇒以下、日常通常業務として例挙します。

① 社会福祉事業関連業務・医療産業関連業務

特に、人口の高齢化現象の深刻化に伴い、この分野は重要です。

② 外国関係業務・国際化業務

行政書士会内部では「入管業務」と呼ばれているものです。

平成元年の「申請取次行政書士」として法務大臣の認定を受け発足し、平成17年弁護士の参入により、「届出済証明書」制度となり、現在に至っています。これ以外にも個人も企業も国際交流が激しくなり、外国人帰化手続、内外人の出入国手続、留学及び技術研修等受入手続、海外送金手続などが、個人的業務分野です。

輸出入等貿易関連手続、資本及び技術の輸出入手続、内外合併会社設立手続、文化交流事業、人的交流事業なども挙げることができます。

③ 法務事務

取引契約書、協議書、協定書、諸規則・規約（就業規則等を含みます）、議事録等の起案、作成事務分野です。行政書士法のいう権利義務に関する書類作成分野がこの業務分野で

最大のものであり、それがために各士業あるいは、新規参入業者との競争が厳しさを増す分野です。更にまた、弁護士的一般法律事務と重なる分野であるため、将来も楽観を許さない分野となるでしょう。**争訟性のない分野は無限の職域**です。

④経理事務

広く企業経営体は、個人、法人を問わず、経営計算事務が必ずあります。この計算事務は、伝票や帳簿に記録することによって、客観化したものとなります。そして、この帳票類は計算の正確性を担保する**事実証明書類**なのです。従って、**この事実証明書類の法律上保障された業としての作成権限は、行政書士の独占業務だと解されます。**

⑤図面作成業務

実地調査に基づく図面作成業務は、土地家屋調査士、測量士、不動産鑑定士などの書類作成業務と競合するものです。

図面作成技術に習熟精通することは、行政書士業務の量的・質的拡大を図るうえで必要なことはいまでもありません。例えば、車庫証明書類の作成、交通事故現場状況報告書の作成、一定範囲の建築図面の作成、公図等の写しの作成、不動産等物件調査報告書の作成、工場設置許可申請書類の作成、風俗営業許可申請書類の作成、開発行為許可申請書類、飲食店営業許可申請書類などの作成には、必ず図面の添付が必要です。

3. 弁護士法 72 条と行政書士の業務

(1) 弁護士法第 72 条の解釈

弁護士法第 72 条は「弁護士でない者は報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件その他一般の法律事件に関して鑑定・代理・仲裁若しくは和解その他の**法律事務**を取り扱い、又はそれらの周旋をすることを業とすることができない」と規定しています。これを①要件、②効果に分解しますと

①要件

- a) 主体 … 弁護士又は弁護士法人でない者
- b) 行為 … 一般の法律事件に関する法律事務の取扱い行為及び一般の法律事件に関する法律事務の取扱いの周旋行為
- c) 目的 … 報酬を得る目的
- d) 業態 … 業として
- e) この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない

②効果

2 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金（弁護士法 77 条 3 号）

(2) 弁護士法第 72 条の趣旨

最高裁の昭和 46 年 7 月 14 日の判例によると

「弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とし、広く『**法律実務**』を行うことをその職務とするものであって、そのために**弁護士法**には**厳格な資格要件**が設けられ、且つ、その職務の誠実適正な遂行のため必要な規律に服すべきものとされるなど、諸般の措置が講ぜられているのであるが、世上には、このような資格もなく、なんらの規律にも服しない者が、自らの利益のため、みだりに他人の『**法律事件**』に介入することを業とする例もな

いではなく、これを放置するときは、当事者その他関係人らの利益をそこね、法律生活の公正円滑な営みを妨げ、ひいては法律秩序を害することとなるので、同条は、かかる行為を禁圧するために設けられたものと考えられるのである」

この 72 条の条文と趣旨を行政書士法から照らしてみると

1. 官公署へ提出する書類・権利義務・事実証明書類の作成・手続代理等は、一般の法律事務の範疇内にある
2. 実質的に見て、(その業態が) 社会に害悪をもたらすような行為か否かが**弁護士法第 72 条**違反の判断基準となるべきであって、形式的に同条に該当する行為が全て違法とされる訳ではない
3. **第 72 条**が刑罰を伴った規定である以上、法律事件への該当性は厳格・限定的に解釈すべきことが法理にも合致する
4. 双方の主張が対立し、このまま推移すれば訴訟となる可能性が高い事案に限って、法律事件に関する法律事務の定義は採用されなければならない

このように考えると行政書士法第 1 条の 3 は

- ①契約書等を代理人として作成すること
- ②書類の作成について相談に応じること

つまり、この①②が成文化されたことにより、**弁護士法第 72 条**はクリアーし、行政書士は依頼者の意思を具現化(文書化)する立場として存在し、法的アドバイスを加えつつ、書面を作成できることとなります。

この考え方は、弁護士にとっては理解しづらいかも知れませんが、行政書士においては**双方代理**の概念もあるので争訟性がなければ確立された内容を書面にすることは全く問題ないと思慮します。

(3) 行政書士の職務範囲

行政書士法で認められた通常の業務は、紛争性のある法律事務(弁護士独占業務)ではなく、行政書士が委託できる業務です。

1. 契約書等の作成及び法律行為の代理

[論点] ▶ 行政書士法第 1 条の 3

- ①契約書等を代理人として作成すること
- ②書類の作成について相談に応じること

2. 弁護士の非独占業務

[論点] ▶ 平成 19 年 12 月 26 日成立の行政書士法第 1 条の 3 第 1 号改正

- ▶ **弁護士法第 72 条**「法律(裁判等)の事務」は弁護士独占業務
- ▶ 従って厳格にみて紛争性のない事務は行政書士も受託できる
- ▶ 民法第 100 条等(代理)・憲法第 22 条第 1 項「営業の自由」により弁護士の法定外業務は行政書士も受託できる
- ▶ 判例 私利を図ってみだりに他人の法律事件に介入すること、反復継続するような行為を取り締まれば足りる
- ③「聴聞」代理、「弁明」代理(機会の付与の手続その他の意見陳述のため手続において官公署に対してする行為)

- ▶ 行政書士法第1条の3第1号 役所の違反調査権への対応としての聴聞代理及び弁明代理
- ▶ 行政手続法各条文より判断すれば法理から代理権行使が肯定されている。行政庁との信頼関係に拠る聴聞代理となる。宅建・風営法の営業許可に関する聴聞代理も同様である。
- ④代理申請（官公署への許可代理申請）
- ⑤その他（入管涉外事務・海外結婚涉外事務・紛争性のない氏の変更申請等）

【参考文献等】

行政書士制度推進委員会 宮原賢一 平成19年9月25日付
 行政書士の未来像 中央大学総合政策学部教授 阿部泰隆
 行政書士法コンメンタール新3版 東京都立大学名誉教授 兼子仁

4. 弁護士以外の「士」業との職務範囲

(1) 司法書士法との関係

業務条文の対比

行政書士法第1条の2（業務）

- 第1項 行政書士は、**他人の依頼**を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む）を作成することを業とする。
- 第2項 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されるものについては業務を行うことができない。

第1条の3

行政書士は、第1条の2に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

- 1 第1条の2の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること
- 2 第1条の2の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること
- 3 第1条の2の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること

司法書士法第2条（業務）

- 第1項 司法書士は、**他人の囑託**を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 1 登記又は供託に関する手続について代理すること
- 2 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること
- 3 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること

第2項 司法書士は、前項に規定する業務であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

以上が行政書士と司法書士の業務範囲及び他の法律との間での制限規定です。

完全な縦割りで監督官庁が違うので業務の競合は表面的にはあまりありません。

ただ、両制度の性質上、**司法職務定制**にひとつの代書人として存在していたので、約半世紀に亘り、双方の業務として現在も存在しているものもあります。

例えば、**法務局への帰化申請書、検察庁への告訴状、告発状の書類作成は区別されことなく、現在も両士業併存**しています。

業務範囲の明確化は1964年9月15日の**民事局長回答**により発表されたものによると「司法書士法第1条（現第3条）に規定する官庁に提出する書類に添付を必要とする書類又は提出書類の交付請求書（例えば、売渡書、各種契約書、証拠写の作成、住所、氏名、租税、公課の証明願、戸籍の謄抄本の交付請求書等）の作成については、司法書士の業務範囲に属するが、右官庁以外の官公署、団体へ提出する各種願書、届出、事実申立書及び前記官庁（裁判所等）へ提出しない各種契約書の作成は、行政書士の業務範囲に属する」

この**民事局長回答**を採用すると、会社の設立は書類作成は行政書士、登記申請は司法書士という、国民にとっての利便性は甚だしく損なわれるものになります。

この問題は両士業の間で、未だに解決を見ていません。実務では司法書士が登記に係る定款作成、それに伴う種々の書類も作成しています。それなら行政書士が定款作成の延長で登記代理を認めるのが現実的解決のように思います。

こうして「士」による垣根が国民にもたらす不便こそ早急に解消すべきと考えます。

今後は士業間の「業務提携」を視野に入れ、国民の利便性に寄与すべきと考えます。

(2) 社会保険労務士法との関係

業務条文（社会保険労務士法第2条第1項別表第1）

- a) 労働及び社会保険諸法令に基づいて行政機関に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書、その他の書類を作成すること
- b) a) の申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること
- c) 労働及び社会保険諸法令に基づく申請または当該申請に係る行政機関の調査、行政処分について当該行政処分庁に対し、主張、陳述の代理をすること（事務代理）
- d) 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類等を作成すること
- e) 事業と労務管理その他の労働事項、労働社会保険諸法令に基づく相談業務と指導業務

社会保険労務士法は行政書士法を母法として分離独立した法律です。ですからa)とd)は行政書士業務と完全に一致しており、「権利義務に関する書類」及び「事実証明に関する書類」です。

この部分については行政書士業務と並存することになります。a) d)を除く、他の項目については社会保険労務士の独占業務として定着しています。

なお、例外として行政書士でも昭和55年8月末日まで行政書士会に入会していた者は当分の間、社労業務のうち書類作成業務を行うことが認められています。(昭和55年4月改正法附則2項)

(3) 税理士法との関係

業務条文 (税理士法第2条第1項各号、第2項)

- a) 税務代理
- b) 税務書類の作成
- c) 税務相談
- d) 財務書類の作成
- e) 会計帳簿の記帳の代行
- f) その他財務に関する事務

d)e)f) は附随業務です。従って税理士の独占業務ではありません。行政書士とは併存分野です。

さらに、行政書士が作成できる税務書類は、原則に戻って、行政書士法第1条の2、第1条の3の適用を受けることになります。要するに、税理士法、税理士法施行令等以外の法令による制限がない限り、行政書士が税務書類を作成すること、作成について相談に応ずることが認められています。

結論としては、**行政書士が報酬を得て行う税務業務の分野は多方面の業種**になります。これは、税理士という制度ができる前の行政代書人という歴史的沿革から派生しているからです。従って、行政書士業界は、会計理論、税法、租税理論の学習を重ね、理論武装する必要があります。

(4) 弁理士法との関係

業務条文 (弁理士法第4条、第5条、第7条)

- a) 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置、国際出願、国際登録出願に関する特許庁における手続
- b) 特許、実用新案、意匠、商標に関する異議申立または裁定に関する経済産業大臣に対する手続の代理及び鑑定
- c) その他の事務
- d) これらの書類作成
- e) 関税定率法に基づく認定手続に関する税関長又は財務大臣に対する手続代理
- f) 特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約について、締結の代理、媒介及び相談
- g) 弁理士は、特許、実用新案、意匠若しくは商標、国際出願若しくは国際登録出願、回路配置又は特定不正競争に関する事項について、裁判所で保佐人として出頭し、陳述又は尋問をすること

「**弁理士が業務上作成できる書類は、制限列举されていますから、これら以外の書類は行政書士も作成できます。**すなわち、弁理士は工業所有権等に係る書類のうち、列举されたものの以外の書類は作成することができないのです。

弁理士業務は、やはり工業所有権法令にかかる行政手続です。本質的に私人の行政行為の

代理行為です。したがって、行政書士業務と本質的に異なるものではありません。ただ、特許訴訟に関与し、且つ特許訴訟の代理人となる点が大きく異なります。この点が各士業の中でもっとも特異なことといえます。

(5) 土地家屋調査士法との関係

業務条文（土地家屋調査士法第2条）

- a) 不動産登記表示申請手続
- b) a) に必要な土地の調査
- c) a) に必要な家屋の調査
- d) a) に必要な土地の測量
- e) a) に必要な家屋の測量

土地家屋調査士制度の沿革は、やはり一般代書人制度に遡ります。

従って、土地家屋調査士は、不動産の表示に必要な限りでの土地または家屋の調査と測量しか、これを業とすることはできません。土地または家屋の一般的測量や調査及びこれらに関する申請手続はできません。土地または家屋に関する一般的に測量や調査は、測量士や不動産鑑定士または行政書士の業務分野となります。

従って、土地家屋調査士は、大部分が第一に行政書士業務との競合分野であります。行政書士業務である3種類の書類作成に必要な土地または家屋の調査及び測量は、全て行政書士業務であるといわなければなりません。これを具体例で例示すると、次のとおりです。

- (i) 諸営業許可申請書の附属または添付図面類
- (ii) 諸許認可申請書の附属または添付図面類
- (iii) 諸免許申請書の附属または添付図面類
- (iv) 農地転用許可申請書の添付図面類
- (v) 公有土地等払下申請書の添付図面類
- (vi) (i)～(v)に関連した実地調査及び測量

いずれにしても、これら例示の図面類の作成やまたは測量については、土地家屋調査士は行政書士と同様かそれ以上の技術水準を保持しているのにもかかわらず、これら業務を土地家屋調査士に禁じている法の立法趣旨は、土地家屋調査士が行政代書人に由来することによる歴史的制約を意味するものであり、他方行政書士業務との調整を意図したものであることは明らかです。

(6) 建築士法との関係

業務条文（建築士法第3条第2項第3項、第21条）

- a) 建築設計
 - b) 工事監理
 - c) 建築工事契約に関する事務
 - d) 建築工事の指導監督
 - e) 建築物に関する調査
 - f) 建築物に関する鑑定
 - g) 建築に関する法令もしくは条例に基づく手続の代理等
- a) と b) が建築士の独占業務です。
- c) ～ g) は非独占業務です。

権利義務に関しない書類、事実証明に関しない書類というものは、およそありえないところから、建築士に許容された建築士法の「その他の業務」は、行政書士業務との競合分野となると考えることができます。

行政書士は、他の法律（測量士法、土地家屋調査士法、不動産の鑑定評価に関する法律等）の制限する場合を除けば、建築士法の登録に関係なく、これらの業務をすることができます。

建築に関する法令または条例に基づく手続として、主なものは、建築基準法第6条に基づく確認申請業務があります。俗に、代願業務といわれるものです。行政書士が、建築士の作成した建築設計図書を添付書類として、建築確認申請書を作成し、提出手続を代行できるものと解します。その他建築基準法第3章関係の許可申請業務、建築基準法に基づく各種届（着工届、除却届、完了届等）、廃棄物処理清掃法に基づく許可申請業務、浄化槽法に基づく許可申請業務、届出業務、広告物規制法に関する許可申請業務、届出業務、住宅融資申請手続などが、行政書士と建築士が競合する業務だと考えられます。

【参考文献等】

I G A平成15年7月8日行政書士が行える法務事務 福田源治(東京都行政書士会 現副会長)

5. 行政手続法と行政書士

(1) 目的（第1条）

この法律は、処分・行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利・利益の保護に資することを目的とする。

この法律は平成5年に成立しました。立法化の背景は、産業界が行政指導に従いたくなかったためです。この機会に、行政指導だけでなく、行政処分にも規定が置かれました。

これは行政相手に交渉する行政書士には大変に大きな法律です。行政書士は役所に各種の許認可・届出等の書類を提出、希望通りに認めてもらうことを仕事としています。この法律は私人の地位を保護するための制度だからです。

特に、許認可等では裁量が広く、予測ができないので、審査基準を明確にしてもらえば、行政書士としては、どんな理由と書類を用意すれば許可になるかを考えることができます。

(2) 不利益処分

不利益処分手続（第13条）には「聴聞」と「弁明」があります。「聴聞」は正式手続で口頭弁論を行い、文書閲覧請求権もあります。「弁明」（第29条）は、書面で反論するだけの手続で、聴聞対象以外の不利益処分に適用されます。

「聴聞手続」（第15条）の代理は紛争性がない段階なので、弁護士法第72条の禁止規定は該当しません。

(3) 行政指導

行政指導（第32～34条）は原則、任意性の原則がはっきり示されました。

許可を受けている者に対して、許可を取り消せない場合に、取り消すと脅して、行政指導するとか、許可が当然なのに、不許可にする行政指導は許されません（第34条）。

行政指導は口頭でも書面でも構いません（第35条）。

(4) 小括

行政書士法第1条の3において、行政書士の業務として①申請代理業務②聴聞・弁明・代理業務が明示されています。

①については代理出頭、行政指導文書の代理請求（行手法第35条2）申請審査情報の代理照会（行手法第9条1）、②については行手法第16条に代理人の規定があります。当事者が行うことができるすべての行為が可能です。

このように、行政書士は行政書士法及び行手法によって、明確に保護されています。十分に両法律を使いこなし、明日への仕事に役立ててください。なお、詳細については行政班第6章の行政手続法を参照してください。

6. 行政不服審査法と行政書士

(1) 目的（第1条）

この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立の道を開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

この法律は、行政庁の内部における審査手続であるため裁判所による行政訴訟と比較して、その公平性、中立性の担保に欠ける点があることは否定できません。

(2) 不服申立の種類

①（審査請求とは）処分をした行政庁以外の行政庁に対してする不服申立をいう。

通常、処分についての審査請求は、処分庁の直近上級庁に対してするが、住民には処分庁の直近上級庁がどこであるかは、必ずしも明らかではないので、処分庁が、処分通知書の中でそれを示すこととなっている。

②（異議申立とは）処分庁又は不作為庁に対してする不服申立である。行政不服審査法は審査請求を原則的な形態（審査請求中心主義）とし、異議申立を、例外的なものとして扱っている。それは、処分庁が、自分の処分を自ら再審査する異議申立よりも、処分庁以外の行政庁が審査（審査請求）したほうが、より公正、公平な審理が期待できるからである。

③（再審査請求とは）審査請求の裁決に不服のある者がそれを不服として、審査庁の上級庁に不服を申立てるものであり、訴訟において敗訴した当事者が控訴するのと類似の制度である。

なお、再審査請求は、原則として法律に再審査請求ができる旨の定めがあるときに、法律に定める行政庁に対してのみすることができる。

(3) 代理業務としての可能性

弁護士法第72条の「法律事件」事務として禁じられていたが、行政書士は許可申請・聴聞代理の流れで、申請拒否、不利益処分の不服申立代理を業務とする需要が多く、関係する行政法規処理能力も十分と認められるので、将来行政書士法改正によって、行政「不服申立」代理業務を一般規定として入れるべきです。

この実現の為に試験科目編成の改善、行政書士会における研修、公的資格認定などを行う必要があります。

7. コンサルタントとしての行政書士

(1) コンサルタント業とは

行政書士は従来より許認可業務を『定型業務』として、その中心においていました。

しかし、インターネットによる電子申請が主流になると、その雛型が出回り、本人申請が主流になります。

従って、『定型業務』はそのパイを縮小せざるほかありません。これは規制緩和による小さな政府への当然の流れです。これからの時代は、特定分野での専門家になるしか生き残る道はありません。

弁護士は事件になってから、訴訟による問題解決を図ります。行政書士は予防法務によるサービスを提供することにより、市民社会の安定を図り、社会生活のコスト・パフォーマンスが向上する。

コンサルタントとは予防法務の専門性を図り、特定分野の専門家を目指すことです。

クライアントはワンストップサービスを望んでおり、ひとつの案件で行政書士・司法書士・税理士と、別々に頼むことは嫌がります。

私達、行政書士は、顧客のために、他士業と連携したサービスを提供することにより、他士業との共存共栄を図るべきです。

行政書士という資格は仕事をするための最低保証であり、あくまでも仕事をするための第一歩にすぎません。

コンサルタントは極論すれば、何の資格も要りません。そのかわり、士業の資格者以上に能力がなければ、顧客の満足を得ることは出来ません。

まず、自分の得意分野を3～4に絞ることです。それも定型業務は避けるべきです。

顧客を実験台にして、仕事を取ってはいけません。解らないことは、その分野の専門家にノウハウを学ぶ努力をしてください。

(2) コンサルタント業務

A. 高齢社会コンサルタント

日本は完全な高齢社会です。しかし60代70代の層が、まだまだ元気です。

この人達の再雇用、効率化が日本再生の重点課題です。人間は死を迎えるまで、活力のある生活を営むものです。政府も民間もこの支援体制を十分に構築すべきです。

その為、私達行政書士が業務として高齢者の支援をすることは山ほどあります。

例えば、成年後見制度の利用に関する支援があります。

「任意後見契約」「生前における事務委任契約（見守り契約）」「死後事務委任契約」「公正証書遺言書作成」等への関与により、高齢者のゆとりあるタイムスケジュールを構築することができます。

このコンサルタント業務が成功するかどうかで、日本が「安心」「安全」の社会になるかどうかが決まります。

B. 調整コンサルタント

東京都行政書士会ははじめ、各単位会において業務内容は違いますが、ADRの認証を受けています。ここ1～2年のうちに「認証団体」は20単位会ぐらいになるかも知れません。

この分野にADR認証が増えることにより予防法務の拡大で行政書士の社会的地位は向上します。

- ①「ADRの法律的な効果」としては、ア 時効の中断 イ 訴訟手続の中止
ウ 調停前置の特例

②ADR分野への認証

- ▶ 外国人関係 …………… 結婚、離婚、相続、養子縁組、在留、就労など
- ▶ 家事問題 …………… 相続、離婚、親族紛争など
- ▶ 著作権 …………… 著作権管理、侵害への対応など
- ▶ 労働紛争 …………… 解雇、雇い止め、賃金など
- ▶ 建築 …………… 元請・下請の紛争、近隣との日照・景観紛争など
- ▶ 土地・建物取引 …… 借地借家紛争、敷金返還、家賃不払いなど
- ▶ 農地 …………… 転用、譲渡など
- ▶ 交通事故 …………… 少額損害、自転車事故など

結論として、ADRの基盤は、当該分野の法的知見。当事者に対して、法で与えられた権利を守ることを、裁判という高価な手段を経ないで支援すること（紛争解決に特殊固有のテクニックがあるわけではない）です。

C. 離婚コンサルタント

婚姻は感情論を除けば**諾成契約**の一種であります。契約である以上、無事終了もあれば、途中解約もあります。

この処理は、申立・訴訟へ持ち込む前の**予防法務**です。離婚の90%は協議離婚です。感情論を抜きにした、民法的解決が到着点です。この分野は、今後も十分に伸びる今日的テーマであり、新規開拓に有力です。

ポイントは、家族法全体及び心理学の分野の研究につとめ、宣伝、広告を十分にすることです。
結論として、無数に有るケーススタディーの応用と実践力をつけることです。

D. 区分所有コンサルタント

マンションをめぐる法律は区分所有法をはじめとして、**マンション管理適正化法**など多数あります。マンションは不動産であり、一物一権主義の原則の中で、個人の権利と義務の調和をどこで図るか、ということです。

マンション専門の資格に「**マンション管理士**」があります。現在は名称独占の資格です。将来は、この資格者が、この市場の多数を占めるはずです。

しかし、問題処理が多方面に関連するので、全ての士業が参加することになります。行政書士も積極的に参加すべきです。

ポイントは、管理会社・管理組合への営業と管理組合の顧問になり専門分野の知識を取得等する。

【参考文献等】

政策研究大学院大学教授 福井秀夫 行政不服審査代理と法律専門職 平成22年3月9日講演
--